

## 内視鏡用X線TV撮影装置 保守管理業務委託仕様書

### 1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、神奈川県立循環器呼吸器病センター（以下「センター」という。）建物内に設置されている内視鏡用X線TV撮影装置（機種名）の保守業務を適切に行い、装置の機能を常に維持することを目的とする。

### 2 期間

機器設置日から令和10年3月31日まで

（ただし、機器設置日から令和6年3月31日までは無償保守期間とする。）

### 3 保守点検対象機器

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 内視鏡用X線TV撮影装置 本体（機種名）<br>（本体内訳）<br>・透視撮影台<br>・遠隔操作卓及び近接操作卓<br>・高電圧発生装置<br>・モニタ（モニタ台車を含む。）<br>・画像収集及びDR装置本体<br>・画像保管機能<br>・ネットワーク機能 | 1 式 |
| (2) X線管装置（型番）   | 1 式 |
| (3) 検出器（FPDパネル）（型番）   | 1 式 |

### 4 保守の内容

- (1) 契約期間中、受注者は内視鏡用X線TV撮影装置（機種名）について、年2回の定期点検を行うものとする。各機器の保守実施時期はその都度、当センターと調整の上決定すること。また、点検の作業時間帯は、土曜、日曜、祝日、年末年始を除き、午前9時～午後5時15分とする。
- (2) 製造メーカーが指定する定期点検（フルメンテナンス）の点検項目に基づき点検、調整及び定期点検交換部品の交換を行うこと。また点検終了後には、速やかに作業報告書を提出し、その確認を受けるものとする。
- (3) 装置機能向上のためのアップグレードを除く不具合対策のためのソフトウェア等のアップグレードが発生した場合は当センターの要請から1カ月以内実施すること。
- (4) 対象機器に故障が発生したとき、当センターの連絡に基づき速やかに技術員を派遣し、点検及び必要な修理・調整を行う。点検の作業時間帯並びに修理の受付は、24時間365日とし、日中・夜間帯を問わず対応すること。サービスマンの派遣・作業費用については、受注者の負担とする。
- (5) X線TV撮影装置（機種名）については、遠隔診断プログラムにて、リモートメンテナンス等の保守管理、診断が可能なこと。また、オンライン遠隔保守に必要な設備については受注者が費用を負担し設置すること。

### 5 費用の負担

契約期間中は、保守点検対象機器の交換部品を保有し、故障時及び点検時に部品交換を行った場合、消耗品を除く修理部品費用及び作業費は何度行った場合でも契約期間内は当センターが支払う費用は発生しないものとする。

## 6 支払い

定期点検ごとの検査に合格した後、受注者の適法な請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。年間の支払回数は1回（2回目の定期点検完了後）とし、1回あたり（委託契約金額の年額）円（税込）を当センターに請求することとする。発注者は契約書の定めに従い、受注者へ支払うこととする。

## 7 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項でも、保守管理上必要なものが発生した場合は、事前に当センターと協議した後に滞りなく具備すること。
- (2) 受注者は、医薬品医療機器等法に基づく医療機器修理業許可を受けていること。
- (3) 仕様書の表現を独自の判断で解釈することなく、疑事がある場合は、必ず当センターに確認すること。